

参考資料4 空家等対策有識者懇談会設置要綱

摂津市空家等対策有識者懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について、有識者等からの意見を聴取するため、摂津市空家等対策有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 懇談会においては、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから懇談会への参加を求め、委員に任命するものとする。

- (1) 市民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 懇談会に会長を置き、前項第2号に定める委員のうちから、互選により選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 懇談会は、必要のつど市長が招集し、議事の進行及び整理は、会長が行う。

2 市長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、建設部建築課に置くものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 職務に従事した委員には、報償金9,000円を支給する。ただし、関係行政機関の職員及び辞退者については、この限りでない。

2 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。